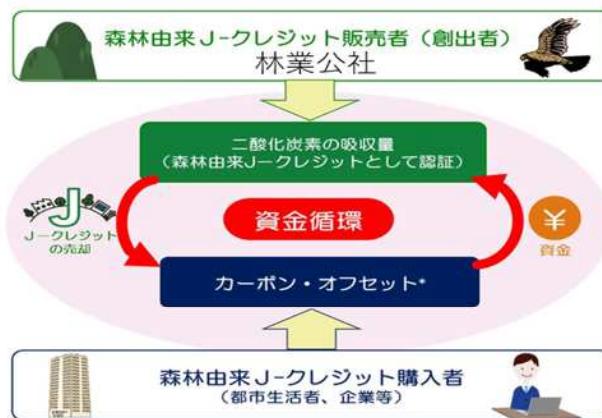


林業公社は森林を活用した「J-クレジット制度」に取り組みます

(1) 取組みの概要

当公社では、地球温暖化防止への貢献とさらなる森林整備の促進のため、J-クレジット制度に取り組んでいくこととしました。

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適正な森林管理による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。



出典参考：林野庁

当公社では、分収造林地が有する二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、そのクレジットをカーボンオフセットに取り組む企業等に売却、得られた資金を森林整備等に活用することとしており、現在その認証取得に向け作業をおこなっているところです。

この制度の活用により森林整備に要する費用の創出が可能となることから、当公社経営林の森林整備が進むことが期待されると共に、将来の当公社経営林からの木材供給による林業・木材産業の活性化に大きく寄与すると考えられます。

(2) 契約者の皆様へお願い

J-クレジット制度の定めにより、認証期間中及び認証期間終了後10年間は、森林経営計画を継続して作成している必要があります。

契約者の皆様におかれましては、引き続き当公社が森林経営計画を作成しますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、この期間内に契約を解除された方には、別途、森林組合等が作成される森林経営計画への参加をご案内させていただきます。

また、分収造林契約における権利義務を相続または第三者へ譲渡する場合には、上記の内容についても承継いただきますようお願い申し上げます。

認証期間：令和8年～令和24年（16年間）

認証期間終了後10年間：令和25年～令和35年

(3) お問合せについて

この記事の内容についてご意見等がある場合は、当公社へご連絡ください。

*この記事は、J-クレジット制度およびその方法論 FO-001（森林経営活動）の定めに基づき、契約者様全員に通知するものです。